

やまがた希望創造パワー
募集要項

平成29年11月

山 形 県
東北電力株式会社

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	適用内容	1
4	供給要件	3
5	申請手続	4
6	受付・審査・募集上限電力量・通知等	6
7	欠格事項	7
8	その他留意事項	7
9	問い合わせ先	8

(添付)

別紙1 電力量料金単価

別紙2 業種について (参考)

様式1 「やまがた希望創造パワー」適用申請書

様式2 電力需給契約箇所および申請箇所一覧表

様式3 年間電気使用実績・計画書

様式4 やまがた希望創造パワー電力需給申請に係る申立書

様式5 申請書類に係る提出書類チェック表

やまがた希望創造パワー 募集要項

「やまがた希望創造パワー」は、山形県と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）が共同で運営して、東北電力の標準的な電気料金より安価に電力を供給するものである。

「やまがた希望創造パワー」の供給を希望する者は、この募集要項（以下「要項」という。）に基づき、申請書類を提出すること。

1 目的

山形県と東北電力は、山形県企業局の水力発電所で発電された電力を活用し、一定の要件を満たす山形県内の製造業者に対して、東北電力の標準的な電気料金より安価に電力を供給することにより、産業・経済の振興を図り、やまがた創生に寄与するものである。

2 定義

次の用語は、この要項においてそれぞれ次の意味で使用する。

(1) 製造業者

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）「大分類E－製造業」に該当する法人その他の団体および個人事業主をいう。

(2) 申請者

この要項に基づいて「やまがた希望創造パワー」の供給を希望し、申請する製造業者をいう。

(3) 既存企業

申請時において、山形県内に事業所を設置して経済活動を行なっている製造業者をいう。

(4) 新規立地・経営拡大企業

新たに山形県内に事業所を設置し経済活動を開始する、または事業規模を拡大する製造業者をいう。

(5) 供給対象箇所

東北電力と単独で電力需給契約を締結している、または締結予定の「やまがた希望創造パワー」の供給を希望する山形県内の需要場所をいう。

(6) 標準メニュー

東北電力が標準電圧6,000ボルトで提供する電気料金メニューのうち、「高圧電力S」、「高圧電力」、「高圧季節別時間帯別電力S」、「高圧季節別時間帯別電力」、「業務用電力」、「業務用季節別時間帯別電力」、「業務用ウィークエンド電力」をいう。

3 適用内容

「やまがた希望創造パワー」による供給の適用内容は、東北電力の「電気供給条件〔Ⅰ〕（高圧）」（平成28年4月1日実施）および「電気供給条件〔Ⅱ〕（高圧）」または「電

気供給実施要綱（高圧）」（以下「供給条件等」という。）に基づき締結している、もしくは新たに締結する電力需給契約によるものとし、電気料金のうち、電力量料金単価を低減して適用する。

(1) 電力量料金単価

電力量料金単価は、「4 供給要件」を満たす供給対象箇所における電力需給契約に対して、供給条件等または電力需給契約書で定める電力量料金単価を次のとおり低減した別紙1「電力量料金単価」による。

なお、供給条件等または電力需給契約書に定める電力量料金単価が変更された場合は、別紙1「電力量料金単価」を変更する。

イ 既存企業の供給対象箇所

電力量料金単価を4%低減（銭未満の端数は四捨五入）

ロ 新規立地・経営拡大企業の供給対象箇所

電力量料金単価を6%低減（銭未満の端数は四捨五入）

(2) 適用期間

「やまがた希望創造パワー」による料金の適用期間（以下「適用期間」という。）は、「やまがた希望創造パワー」の供給による料金の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）から、平成32年3月の料金に係る計量期間の終期までとする。なお、適用開始日は申請企業区分および「6(4)通知」において発行される「適用通知書」の発行日（以下「発行日」という。）に応じて以下のとおりとする。ただし、新たに電気を使用する場合等で、需給開始日が適用開始日以降となるときは、適用開始日は需給開始日とする。

イ 既存企業

平成30年4月の料金に係る計量期間の始期とする。

ロ 新規立地・経営拡大企業

(イ) 発行日が平成30年3月1日以前の場合

平成30年4月の料金に係る計量期間の始期とする。

(ロ) 発行日が平成30年3月2日以降の場合

発行日の直後の計量日とする。ただし、発行日と計量日が同日となる場合は発行日とする。

(3) 契約種別

適用する契約種別は、標準メニューのいずれかとする。なお、電力需給契約に付帯する契約種別（需給調整を実施する契約等）を適用している場合は、原則として「やまがた希望創造パワー」の供給を受けることができないものとする。

(4) 適用期間中の解約の取扱い

イ 山形県または東北電力が非常変災その他の事由により「やまがた希望創造パワー」による供給が困難となった場合は、「やまがた希望創造パワー」による契約を解約することがある。

ロ 申請者の都合により適用期間中に契約を解約する場合は、山形県および東北電力がやむをえないと認める場合を除き、平成31年3月の料金に係る計量期間の終期までに解約する場合には適用期間の当初に、平成31年4月の料金に係る計量期間の始期以降に解約する場合には平成31年4月の料金に係る計量期間の始期に、それぞれさかのぼって、「やまがた希望創造パワー」の適用により低減を受けた額に相当する金額を精算するものとする。

ただし、東北電力の「電気供給条件 [I] (高圧)」(平成28年4月1日実施) 41(需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算)により料金の精算額を申し受ける場合は、その精算額の対象となった部分については精算しないものとする。

(5) その他

イ 適用期間終了後に適用する電力量料金単価は、その時点における電力需給契約によるものとする。

ロ 適用内容に定めのない事項については、供給条件等によるものとする。

4 供給要件

「やまがた希望創造パワー」の供給は、次の要件を満たす申請者および供給対象箇所を対象とする。

- (1) 申請者は、山形県内に事業所を設置する、または設置しようとする製造業者であること。
- (2) 申請者は、供給対象箇所において、東北電力から標準メニューのいずれかによる電力の全量の供給を受けている、または受ける予定であること。
- (3) 供給対象箇所は、受電電圧が高圧(6,000ボルト)であること。
- (4) 供給対象箇所における東北電力との電力需給契約の名義が、原則として申請者と一致していること。
- (5) 申請者および供給対象箇所は、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 既存企業

(イ) 申請者は、山形県内の事業所において決算内容が確定している直近1事業年の売上高に占める電気料金の割合が2パーセント以上であること。ただし、事業所設置後、1事業年度を経過していない場合や、初年度決算の内容が確定していない場合はこの限りでない。

また、山形県外に事業所を有し、山形県内事業所の売上高を区分せずに決算を行なう申請者については、「5(3)申請書類および提出部数」に記載の「みなし売上高」の算定を認める。

(ロ) 供給対象箇所の契約電力が、原則として50キロワット以上500キロワット未満であること。

ロ 新規立地・経営拡大企業

(イ) 供給対象箇所は、平成29年11月28日以降に新たに東北電力から電気の供給を受けている、または受ける予定であること。

(ロ) 供給対象箇所の契約電力が、原則として50キロワット以上2,000キロワット未満であること。

(6) 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

イ 県税、法人税および消費税等を滞納しているもの。

ロ 申請時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生または再生手続を行なっているもの。

ハ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人および営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ニ 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していること。

ホ 暴力団員等を申請者の業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれがあること。

5 申請手続

申請手続は、次のとおりとする。なお、申請者が「6(4)通知」において、「やまがた希望創造パワー」の適用が受けられる旨の通知を受けた場合には、この申請は、東北電力に対する電力需給契約の変更の申込みを兼ねるものとする。ただし、新たに東北電力から電気の供給を受ける予定である場合は、この申請とは別に東北電力に対して電気使用申込を行なうこと。

(1) 申請方法

申請書類を取りまとめ、次の提出先へ郵送または持参にて提出すること。なお、様式2、様式3については電子データでの提出を求める場合がある。

【提出先】 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁14階）
山形県企業局電気事業課 経営戦略推進担当
電話：023-630-2345

(2) 申請期間

イ 既存企業

平成29年11月28日（火）～平成30年1月26日（金）（当日必着）

ロ 新規立地・経営拡大企業

平成29年11月28日（火）～平成31年1月25日（金）（当日必着）

- ・平成31年2月28日までに「やまがた希望創造パワー」の供給を受ける体制が整

わない申請者を除く。

- ・ 随時の受付となるため、「6 (3) 募集上限電力量」に達した場合、申請期間内であっても募集を打ち切ることに留意すること。

(3) 申請書類および提出部数

提出が必要となる申請書類は、申請企業区分によって異なるため、様式5「申請書類に係る提出書類チェック表」を確認し、下表を参照のうえ該当する申請書類を各2部（正副1部（副は写し））提出すること。なお、供給要件の確認等のため、追加資料の提出を求める場合がある。

申請書類の名称	申請企業区分		備 考
	既存企業	新規立地・ 経営拡大企業	
ア 「やまがた希望創造パワー」 適用申請書(様式1)	○	○	
イ 電力需給契約箇所および 申請箇所一覧表(様式2) ^{※1}	○	○	
ウ 電気料金請求内訳書(写) ^{※1}	○		・様式2に記載の箇所すべて提出 ・直近の1事業年分を提出
エ 年間電気使用実績・計画書 (様式3)	○	○	・供給対象箇所ごとに提出 ・新規立地・経営拡大企業は計画のみ記載
オ やまがた希望創造パワー電力 需給申請に係る申立書(様式4)	○	○	
カ 業種を証明できる資料	○	○	定款、パンフレット、ホームページの写し等
キ 財務諸表等	○		直近の損益計算書または申請者の売上高 ^{※2} を証するもの (「みなし売上高」を採用する場合は算定の内容を確認できる資料)
ク 申請書類に係る提出書類 チェック表(様式5)	○	○	
ケ その他必要と認める資料			供給要件に応じて指定

※1 既存企業の電気料金実績に関しては、低圧で電力供給を受ける箇所を除く、決算内容が確定している直近1事業年における山形県内の事業所の電気料金の年間合計額（複数の契約がある場合は複数契約の合計）とし、東北電力以外から請求を受けた電気料金を含むことができるものとする。

※2 ※1に記載の1事業年と同期間における財務諸表の売上高（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）による、または準ずるもの）もしくはこれに準ずるもの。なお、山形県外に事業所を有し、県内事業所の売上高を区分せずに決算を行なう申請者については、以下のi)～iii)のいずれかにより、県内事業所に係る「みなし売上高」とすること

ができる。なお、売上高の対象は日本国内の事業所とする。

i) 事業所数比を用いる場合

$$\text{売上高} \times \frac{\text{県内事業所数}}{\text{県外事業所数} + \text{県内事業所数}}$$

ii) 従業員数比を用いる場合

$$\text{売上高} \times \frac{\text{県内従業員数}}{\text{県外従業員数} + \text{県内従業員数}}$$

iii) 事業所敷地面積比を用いる場合

$$\text{売上高} \times \frac{\text{県内事業所敷地面積}}{\text{県外事業所敷地面積} + \text{県内事業所敷地面積}}$$

6 受付・審査・募集上限電力量・通知等

(1) 受付

申請は郵送または持参によるものとし、持参の場合は期間中、土日・祝日等（毎年12月29日からその翌年の1月3日までを含む。）を除き、9時から17時の間で申請を受け付ける。

(2) 審査

適用申請書の受付後、山形県において供給要件に合致しているかなど、申請書類の審査を行ない、「やまがた希望創造パワー」を適用する申請者を決定する。

(3) 募集上限電力量

募集上限電力量は、供給対象箇所における年間使用計画電力量の合計により、それぞれ次のとおりとする。

イ 既存企業

2億6,800万キロワット時を上限とし、この上限を超過した場合は、決算内容が確定している直近1事業年の売上高に占める電気料金の割合が高い申請者から順に、年間使用計画電力量の合計が上限に達するまで適用する申請者を決定する。なお、「4(5)イ(イ)」における但書に該当する申請者へは、上記にかかわらず、優先して適用が決定するものとする。

ロ 新規立地・経営拡大企業

2億9,800万キロワット時から既存企業の年間使用計画電力量の合計を差し引いた量を上限とし、募集を行なう。

(4) 通知

「(2)審査」の結果を、次のとおり書面にて通知する。

イ 既存企業

平成30年2月末日を目途として、申請者あてに通知する。

ロ 新規立地・経営拡大企業

申請書を受け付けた日より概ね1ヶ月を目途として、随時申請者あてに通知する。

(5) 電力需給契約の変更

「(4)通知」後、東北電力は、「やまがた希望創造パワー」を適用する事業者に対して、「やまがた希望創造パワー適用開始通知書」を送付し、これにより変更後の契約が成立する。

7 欠格事項

申請者が申請内容に関し虚偽または不正を行なった場合は、その申請者は失格とし、審査の対象から除外する。なお、失格となった申請者には、その理由を記し通知する。

8 その他留意事項

(1) 申請書類の取扱い等

イ 必要に応じて追加資料を求める場合がある。

ロ 申請書類の提出に係る経費はすべて申請者の負担とする。

ハ 情報の利用

(イ) 山形県は、審査に必要があるときは、申請書類に記載された情報について、山形県の関係機関に照会することができるものとする。

(ロ) 東北電力は、申請書類に記載された情報について、「やまがた希望創造パワー」の供給のために利用することができるものとする。

ニ 提出された申請書類は、返却しない。申請書類の控えが必要な場合は、申請者において対応すること。

ホ 申請期間後における申請書類の記載内容の変更（軽微なものを除く）および再提出は認めない。

ヘ 申請後、「やまがた希望創造パワー」の適用開始日までに、法人等の名称、事業所の所在地および代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、その旨を届け出ること。

(2) 排出係数の扱い等

「やまがた希望創造パワー」は、東北電力の電源構成に含まれるため、山形県企業局の水力発電所で発電された電力に限定されるものではない。申請に当たっては、そのことを承知いただくとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく報告等に用いる排出係数については、東北電力の事業者別排出係数を用いること。

(3) 適用の解除等

申請者が社会的に非難される事件等を起こした場合や申請書類に虚偽の記載、申請に不正の行為等があったことが判明した場合には、「やまがた希望創造パワー」の適用を解除することがある。この場合、「やまがた希望創造パワー」の適用により低減を受けた額に相当する金額を精算する。また、悪質な場合は、事業者等の名称を公表する場合がある。

9 問い合わせ先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県企業局電気事業課 経営戦略推進担当

電 話：023-630-2345

FAX：023-630-2741

メール：ykigyodenki@pref.yamagata.jp

電力量料金単価 (平成29年11月28日時点)

「やまがた希望創造パワー」の電力量料金単価 (税込み) は、1キロワット時につき、次のとおりとする。

1. 既存企業 (電力量料金単価を4%低減)

(1) 業務用電力を適用する場合

	夏季料金	その他季料金
業務用電力	16円51銭	15円34銭
やまがた希望創造パワー	15円85銭	14円73銭

(2) 業務用季節別時間帯別電力を適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
業務用季節別時間帯別電力	20円36銭	18円85銭	17円81銭	11円12銭
やまがた希望創造パワー	19円55銭	18円10銭	17円10銭	10円68銭

(3) 業務用ウィークエンド電力を適用する場合

	平日料金		休日料金
	夏季料金	その他季料金	
業務用ウィークエンド電力	17円80銭	16円42銭	12円52銭
やまがた希望創造パワー	17円09銭	15円76銭	12円02銭

(4) 高圧電力Sを適用する場合

	夏季料金	その他季料金
高圧電力S	16円08銭	14円96銭
やまがた希望創造パワー	15円44銭	14円36銭

(5) 高圧電力を適用する場合

	夏季料金	その他季料金
高圧電力	14円47銭	13円50銭
やまがた希望創造パワー	13円89銭	12円96銭

(6) 高圧季節別時間帯別電力Sを適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
高圧季節別時間帯別電力S	20円41銭	18円89銭	17円55銭	11円12銭
やまがた希望創造パワー	19円59銭	18円13銭	16円85銭	10円68銭

(7) 高圧季節別時間帯別電力を適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
高圧季節別時間帯別電力	17円79銭	16円50銭	15円24銭	11円12銭
やまがた希望創造パワー	17円08銭	15円84銭	14円63銭	10円68銭

2. 新規立地・経営拡大企業（電力量料金単価を6%低減）

(1) 業務用電力を適用する場合

	夏季料金	その他季料金
業務用電力	16円51銭	15円34銭
やまがた希望創造パワー	15円52銭	14円42銭

(2) 業務用季節別時間帯別電力を適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
業務用季節別時間帯別電力	20円36銭	18円85銭	17円81銭	11円12銭
やまがた希望創造パワー	19円14銭	17円72銭	16円74銭	10円45銭

(3) 業務用ウィークエンド電力を適用する場合

	平日料金		休日料金
	夏季料金	その他季料金	
業務用ウィークエンド電力	17円80銭	16円42銭	12円52銭
やまがた希望創造パワー	16円73銭	15円43銭	11円77銭

(4) 高圧電力Sを適用する場合

	夏季料金	その他季料金
高圧電力S	16円08銭	14円96銭
やまがた希望創造パワー	15円12銭	14円06銭

(5) 高圧電力を適用する場合

	夏季料金	その他季料金
高圧電力	14円47銭	13円50銭
やまがた希望創造パワー	13円60銭	12円69銭

(6) 高圧季節別時間帯別電力Sを適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
高圧季節別時間帯別電力S	20円41銭	18円89銭	17円55銭	11円12銭
やまがた希望創造パワー	19円19銭	17円76銭	16円50銭	10円45銭

(7) 高圧季節別時間帯別電力を適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
高圧季節別時間帯別電力	17円79銭	16円50銭	15円24銭	11円12銭
やまがた希望創造パワー	16円72銭	15円51銭	14円33銭	10円45銭

業種について（参考）

参考までに、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）の大分類E製造業の中分類（2桁）、小分類（3桁）及び細分類（4桁）の項目名を以下に抜粋したので、確認のうえ、（様式2）「電力需給契約箇所および申請箇所一覧表」の「事業所の業種」欄に、中分類の業種コード（2桁）及び業種名を記載すること。

大分類 E 製造業

- 中分類 09 食料品製造業
 - 090 管理，補助的経済活動を行う事業所（09 食料品製造業）
 - 0900 主として管理事務を行う本社等
 - 0909 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 091 畜産食料品製造業
 - 0911 部分肉・冷凍肉製造業
 - 0912 肉加工品製造業
 - 0913 処理牛乳・乳飲料製造業
 - 0914 乳製品製造業（処理牛乳，乳飲料を除く）
 - 0919 その他の畜産食料品製造業
 - 092 水産食料品製造業
 - 0921 水産缶詰・瓶詰製造業
 - 0922 海藻加工業
 - 0923 水産練製品製造業
 - 0924 塩干・塩蔵品製造業
 - 0925 冷凍水産物製造業
 - 0926 冷凍水産食品製造業
 - 0929 その他の水産食料品製造業
 - 093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
 - 0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）
 - 0932 野菜漬物製造業（缶詰，瓶詰，つぼ詰を除く）
 - 094 調味料製造業
 - 0941 味そ製造業
 - 0942 しょう油・食用アミノ酸製造業
 - 0943 ソース製造業
 - 0944 食酢製造業
 - 0949 その他の調味料製造業
 - 095 糖類製造業
 - 0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
 - 0952 砂糖精製業
 - 0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
 - 096 精穀・製粉業
 - 0961 精米・精麦業
 - 0962 小麦粉製造業
 - 0969 その他の精穀・製粉業
 - 097 パン・菓子製造業

- 0971 パン製造業
- 0972 生菓子製造業
- 0973 ビスケット類・干菓子製造業
- 0974 米菓製造業
- 0979 その他のパン・菓子製造業
- 098 動植物油脂製造業
 - 0981 動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）
 - 0982 食用油脂加工業
- 099 その他の食料品製造業
 - 0991 でんぷん製造業
 - 0992 めん類製造業
 - 0993 豆腐・油揚製造業
 - 0994 あん類製造業
 - 0995 冷凍調理食品製造業
 - 0996 そう（惣）菜製造業
 - 0997 すし・弁当・調理パン製造業
 - 0998 レトルト食品製造業
 - 0999 他に分類されない食料品製造業

- 中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業
 - 100 管理，補助的経済活動を行う事業所（10 飲料・たばこ・飼料製造業）
 - 1000 主として管理事務を行う本社等
 - 1009 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 101 清涼飲料製造業
 - 1011 清涼飲料製造業
 - 102 酒類製造業
 - 1021 果実酒製造業
 - 1022 ビール類製造業
 - 1023 清酒製造業
 - 1024 蒸留酒・混成酒製造業
 - 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
 - 1031 製茶業
 - 1032 コーヒー製造業
 - 104 製氷業
 - 1041 製氷業
 - 105 たばこ製造業
 - 1051 たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）
 - 1052 葉たばこ処理業
 - 106 飼料・有機質肥料製造業
 - 1061 配合飼料製造業
 - 1062 単体飼料製造業
 - 1063 有機質肥料製造業

- 中分類 11 繊維工業
 - 110 管理，補助的経済活動を行う事業所（11 繊維工業）
 - 1100 主として管理事務を行う本社等
 - 1109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

- 111 製糸業，紡績業，化学繊維・ねん糸等製造業
 - 1111 製糸業
 - 1112 化学繊維製造業
 - 1113 炭素繊維製造業
 - 1114 綿紡績業
 - 1115 化学繊維紡績業
 - 1116 毛紡績業
 - 1117 ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）
 - 1118 かさ高加工糸製造業
 - 1119 その他の紡績業
- 112 織物業
 - 1121 綿・スフ織物業
 - 1122 絹・人絹織物業
 - 1123 毛織物業
 - 1124 麻織物業
 - 1125 細幅織物業
 - 1129 その他の織物業
- 113 ニット生地製造業
 - 1131 丸編ニット生地製造業
 - 1132 たて編ニット生地製造業
 - 1133 横編ニット生地製造業
- 114 染色整理業
 - 1141 綿・スフ・麻織物機械染色業
 - 1142 絹・人絹織物機械染色業
 - 1143 毛織物機械染色整理業
 - 1144 織物整理業
 - 1145 織物手加工染色整理業
 - 1146 綿状繊維・糸染色整理業
 - 1147 ニット・レース染色整理業
 - 1148 繊維雑品染色整理業
- 115 網・網・レース・繊維粗製品製造業
 - 1151 網製造業
 - 1152 漁網製造業
 - 1153 網地製造業（漁網を除く）
 - 1154 レース製造業
 - 1155 組ひも製造業
 - 1156 整毛業
 - 1157 フェルト・不織布製造業
 - 1158 上塗りした織物・防水した織物製造業
 - 1159 その他の繊維粗製品製造業
- 116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）
 - 1161 織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）
 - 1162 織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）
 - 1163 織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）
 - 1164 織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）
 - 1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業
（不織布製及びレース製を含む）

- 1166 ニット製外衣製造業（アウターシャツ類，セーター類などを除く）
- 1167 ニット製アウターシャツ類製造業
- 1168 セーター類製造業
- 1169 その他の外衣・シャツ製造業
- 117 下着類製造業
 - 1171 織物製下着製造業
 - 1172 ニット製下着製造業
 - 1173 織物製・ニット製寝着類製造業
 - 1174 補整着製造業
- 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
 - 1181 和装製品製造業（足袋を含む）
 - 1182 ネクタイ製造業
 - 1183 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
 - 1184 靴下製造業
 - 1185 手袋製造業
 - 1186 帽子製造業（帽体を含む）
 - 1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
- 119 その他の繊維製品製造業
 - 1191 寝具製造業
 - 1192 毛布製造業
 - 1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
 - 1194 帆布製品製造業
 - 1195 繊維製袋製造業
 - 1196 刺しゅう業
 - 1197 タオル製造業
 - 1198 繊維製衛生材料製造業
 - 1199 他に分類されない繊維製品製造業

- 中分類 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
 - 120 管理，補助的経済活動を行う事業所（12 木材・木製品製造業）
 - 1200 主として管理事務を行う本社等
 - 1209 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 121 製材業，木製品製造業
 - 1211 一般製材業
 - 1212 単板（ベニヤ）製造業
 - 1213 木材チップ製造業
 - 1219 その他の特殊製材業
 - 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業
 - 1221 造作材製造業（建具を除く）
 - 1222 合板製造業
 - 1223 集成材製造業
 - 1224 建築用木製組立材料製造業
 - 1225 パーティクルボード製造業
 - 1226 繊維板製造業
 - 1227 銘木製造業
 - 1228 床板製造業
 - 123 木製容器製造業（竹，とうを含む）

- 1231 竹・とう・きりゅう等容器製造業
- 1232 木箱製造業
- 1233 たる・おけ製造業
- 129 その他の木製品製造業(竹, とうを含む)
- 1291 木材薬品処理業
- 1292 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
- 1299 他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)

中分類 13 家具・装備品製造業

- 130 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (13 家具・装備品製造業)
- 1300 主として管理事務を行う本社等
- 1309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 131 家具製造業
- 1311 木製家具製造業 (漆塗りを除く)
- 1312 金属製家具製造業
- 1313 マットレス・組スプリング製造業
- 132 宗教用具製造業
- 1321 宗教用具製造業
- 133 建具製造業
- 1331 建具製造業
- 139 その他の家具・装備品製造業
- 1391 事務所用・店舗用装備品製造業
- 1392 窓用・扉用日よけ, 日本びょうぶ等製造業
- 1393 鏡縁・額縁製造業
- 1399 他に分類されない家具・装備品製造業

中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業

- 140 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (14 パルプ・紙・紙加工品製造業)
- 1400 主として管理事務を行う本社等
- 1409 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 141 パルプ製造業
- 1411 パルプ製造業
- 142 紙製造業
- 1421 洋紙製造業
- 1422 板紙製造業
- 1423 機械すき和紙製造業
- 1424 手すき和紙製造業
- 143 加工紙製造業
- 1431 塗工紙製造業 (印刷用紙を除く)
- 1432 段ボール製造業
- 1433 壁紙・ふすま紙製造業
- 144 紙製品製造業
- 1441 事務用・学用紙製品製造業
- 1442 日用紙製品製造業
- 1449 その他の紙製品製造業
- 145 紙製容器製造業
- 1451 重包装紙袋製造業

- 1452 角底紙袋製造業
- 1453 段ボール箱製造業
- 1454 紙器製造業
- 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

中分類 15 印刷・同関連業

- 150 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (15 印刷・同関連業)
 - 1500 主として管理事務を行う本社等
 - 1509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 151 印刷業
 - 1511 オフセット印刷業 (紙に対するもの)
 - 1512 オフセット印刷以外の印刷業 (紙に対するもの)
 - 1513 紙以外の印刷業
- 152 製版業
 - 1521 製版業
- 153 製本業, 印刷物加工業
 - 1531 製本業
 - 1532 印刷物加工業
- 159 印刷関連サービス業
 - 1591 印刷関連サービス業

中分類 16 化学工業

- 160 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (16 化学工業)
 - 1600 主として管理事務を行う本社等
 - 1609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 161 化学肥料製造業
 - 1611 窒素質・りん酸質肥料製造業
 - 1612 複合肥料製造業
 - 1619 その他の化学肥料製造業
- 162 無機化学工業製品製造業
 - 1621 ソーダ工業
 - 1622 無機顔料製造業
 - 1623 圧縮ガス・液化ガス製造業
 - 1624 塩製造業
 - 1629 その他の無機化学工業製品製造業
- 163 有機化学工業製品製造業
 - 1631 石油化学系基礎製品製造業 (一貫して生産される誘導品を含む)
 - 1632 脂肪族系中間物製造業 (脂肪族系溶剤を含む)
 - 1633 発酵工業
 - 1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
 - 1635 プラスチック製造業
 - 1636 合成ゴム製造業
 - 1639 その他の有機化学工業製品製造業
- 164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
 - 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
 - 1642 石けん・合成洗剤製造業

- 1643 界面活性剤製造業（石けん，合成洗剤を除く）
- 1644 塗料製造業
- 1645 印刷インキ製造業
- 1646 洗淨剤・磨用剤製造業
- 1647 ろうそく製造業
- 165 医薬品製造業
 - 1651 医薬品原薬製造業
 - 1652 医薬品製剤製造業
 - 1653 生物学的製剤製造業
 - 1654 生薬・漢方製剤製造業
 - 1655 動物用医薬品製造業
- 166 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業
 - 1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水，オーデコロンを含む）
 - 1662 頭髪用化粧品製造業
 - 1669 その他の化粧品・歯磨・化粧品用調整品製造業
- 169 その他の化学工業
 - 1691 火薬類製造業
 - 1692 農薬製造業
 - 1693 香料製造業
 - 1694 ゼラチン・接着剤製造業
 - 1695 写真感光材料製造業
 - 1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業
 - 1697 試薬製造業
 - 1699 他に分類されない化学工業製品製造業

- 中分類 17 石油製品・石炭製品製造業
- 170 管理，補助的経済活動を行う事業所（17 石油製品・石炭製品製造業）
 - 1700 主として管理事務を行う本社等
 - 1709 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 171 石油精製業
 - 1711 石油精製業
 - 172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
 - 1721 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
 - 173 コークス製造業
 - 1731 コークス製造業
 - 174 舗装材料製造業
 - 1741 舗装材料製造業
 - 179 その他の石油製品・石炭製品製造業
 - 1799 その他の石油製品・石炭製品製造業

- 中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
- 180 管理，補助的経済活動を行う事業所（18 プラスチック製品製造業）
 - 1800 主として管理事務を行う本社等
 - 1809 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業
 - 1811 プラスチック板・棒製造業
 - 1812 プラスチック管製造業

- 1813 プラスチック継手製造業
- 1814 プラスチック異形押出製品製造業
- 1815 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
- 182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業
 - 1821 プラスチックフィルム製造業
 - 1822 プラスチックシート製造業
 - 1823 プラスチック床材製造業
 - 1824 合成皮革製造業
 - 1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
- 183 工業用プラスチック製品製造業
 - 1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
 - 1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
 - 1833 その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
 - 1834 工業用プラスチック製品加工業
- 184 発泡・強化プラスチック製品製造業
 - 1841 軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）
 - 1842 硬質プラスチック発泡製品製造業
 - 1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
 - 1844 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
 - 1845 発泡・強化プラスチック製品加工業
- 185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）
 - 1851 プラスチック成形材料製造業
 - 1852 廃プラスチック製品製造業
- 189 その他のプラスチック製品製造業
 - 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
 - 1892 プラスチック製容器製造業
 - 1897 他に分類されないプラスチック製品製造業
 - 1898 他に分類されないプラスチック製品加工業

中分類 19 ゴム製品製造業

- 190 管理，補助的経済活動を行う事業所（19 ゴム製品製造業）
 - 1900 主として管理事務を行う本社等
 - 1909 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
- 191 タイヤ・チューブ製造業
 - 1911 自動車タイヤ・チューブ製造業
 - 1919 その他のタイヤ・チューブ製造業
- 192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
 - 1921 ゴム製履物・同附属品製造業
 - 1922 プラスチック製履物・同附属品製造業
- 193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
 - 1931 ゴムベルト製造業
 - 1932 ゴムホース製造業
 - 1933 工業用ゴム製品製造業
- 199 その他のゴム製品製造業
 - 1991 ゴム引布・同製品製造業
 - 1992 医療・衛生用ゴム製品製造業
 - 1993 ゴム練生地製造業

- 1994 更生タイヤ製造業
- 1995 再生ゴム製造業
- 1999 他に分類されないゴム製品製造業

- 中分類 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
 - 200 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (20 なめし革・同製品・毛皮製造業)
 - 2000 主として管理事務を行う本社等
 - 2009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
 - 201 なめし革製造業
 - 2011 なめし革製造業
 - 202 工業用革製品製造業 (手袋を除く)
 - 2021 工業用革製品製造業 (手袋を除く)
 - 203 革製履物用材料・同附属品製造業
 - 2031 革製履物用材料・同附属品製造業
 - 204 革製履物製造業
 - 2041 革製履物製造業
 - 205 革製手袋製造業
 - 2051 革製手袋製造業
 - 206 かばん製造業
 - 2061 かばん製造業
 - 207 袋物製造業
 - 2071 袋物製造業 (ハンドバッグを除く)
 - 2072 ハンドバッグ製造業
 - 208 毛皮製造業
 - 2081 毛皮製造業
 - 209 その他のなめし革製品製造業
 - 2099 その他のなめし革製品製造業

- 中分類 21 窯業・土石製品製造業
 - 210 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (21 窯業・土石製品製造業)
 - 2100 主として管理事務を行う本社等
 - 2109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
 - 211 ガラス・同製品製造業
 - 2111 板ガラス製造業
 - 2112 板ガラス加工業
 - 2113 ガラス製加工素材製造業
 - 2114 ガラス容器製造業
 - 2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業
 - 2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
 - 2117 ガラス繊維・同製品製造業
 - 2119 その他のガラス・同製品製造業
 - 212 セメント・同製品製造業
 - 2121 セメント製造業
 - 2122 生コンクリート製造業
 - 2123 コンクリート製品製造業
 - 2129 その他のセメント製品製造業
 - 213 建設用粘土製品製造業 (陶磁器製を除く)

- 2131 粘土かわら製造業
- 2132 普通れんが製造業
- 2139 その他の建設用粘土製品製造業
- 214 陶磁器・同関連製品製造業
 - 2141 衛生陶器製造業
 - 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
 - 2143 陶磁器製置物製造業
 - 2144 電気用陶磁器製造業
 - 2145 理化学用・工業用陶磁器製造業
 - 2146 陶磁器製タイル製造業
 - 2147 陶磁器絵付業
 - 2148 陶磁器用はい（坏）土製造業
 - 2149 その他の陶磁器・同関連製品製造業
- 215 耐火物製造業
 - 2151 耐火れんが製造業
 - 2152 不定形耐火物製造業
 - 2159 その他の耐火物製造業
- 216 炭素・黒鉛製品製造業
 - 2161 炭素質電極製造業
 - 2169 その他の炭素・黒鉛製品製造業
- 217 研磨材・同製品製造業
 - 2171 研磨材製造業
 - 2172 研削と石製造業
 - 2173 研磨布紙製造業
 - 2179 その他の研磨材・同製品製造業
- 218 骨材・石工品等製造業
 - 2181 碎石製造業
 - 2182 再生骨材製造業
 - 2183 人工骨材製造業
 - 2184 石工品製造業
 - 2185 けいそう土・同製品製造業
 - 2186 鉱物・土石粉碎等処理業
- 219 その他の窯業・土石製品製造業
 - 2191 ロックウール・同製品製造業
 - 2192 石こう（膏）製品製造業
 - 2193 石灰製造業
 - 2194 鋳型製造業（中子を含む）
 - 2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業

- 中分類 22 鉄鋼業
 - 220 管理，補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業）
 - 2200 主として管理事務を行う本社等
 - 2209 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 221 製鉄業
 - 2211 高炉による製鉄業
 - 2212 高炉によらない製鉄業
 - 2213 フェロアロイ製造業

- 222 製鋼・製鋼圧延業
 - 2221 製鋼・製鋼圧延業
- 223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
 - 2231 熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）
 - 2232 冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）
 - 2233 冷間ロール成型形鋼製造業
 - 2234 鋼管製造業
 - 2235 伸鉄業
 - 2236 磨棒鋼製造業
 - 2237 引抜鋼管製造業
 - 2238 伸線業
 - 2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
- 224 表面処理鋼材製造業
 - 2241 亜鉛鉄板製造業
 - 2249 その他の表面処理鋼材製造業
- 225 鉄素形材製造業
 - 2251 銑鉄鑄物製造業（鑄鉄管，可鍛鑄鉄を除く）
 - 2252 可鍛鑄鉄製造業
 - 2253 鑄鋼製造業
 - 2254 鍛工品製造業
 - 2255 鍛鋼製造業
- 229 その他の鉄鋼業
 - 2291 鉄鋼シャースリット業
 - 2292 鉄スクラップ加工処理業
 - 2293 鑄鉄管製造業
 - 2299 他に分類されない鉄鋼業

中分類 23 非鉄金属製造業

- 230 管理，補助的経済活動を行う事業所（23 非鉄金属製造業）
 - 2300 主として管理事務を行う本社等
 - 2309 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
- 231 非鉄金属第1次製錬・精製業
 - 2311 銅第1次製錬・精製業
 - 2312 亜鉛第1次製錬・精製業
 - 2319 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業
- 232 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
 - 2321 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）
 - 2322 アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）
 - 2329 その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
- 233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）
 - 2331 伸銅品製造業
 - 2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）
 - 2339 その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）
- 234 電線・ケーブル製造業
 - 2341 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
 - 2342 光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）
- 235 非鉄金属素形材製造業

- 2351 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
- 2352 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）
- 2353 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
- 2354 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）
- 2355 非鉄金属鍛造品製造業
- 239 その他の非鉄金属製造業
 - 2391 核燃料製造業
 - 2399 他に分類されない非鉄金属製造業

中分類 24 金属製品製造業

- 240 管理，補助的経済活動を行う事業所（24 金属製品製造業）
 - 2400 主として管理事務を行う本社等
 - 2409 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
- 241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
 - 2411 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
- 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業
 - 2421 洋食器製造業
 - 2422 機械刃物製造業
 - 2423 利器工匠具・手道具製造業（やすり，のこぎり，食卓用刃物を除く）
 - 2424 作業工具製造業
 - 2425 手引のこぎり・のこ刃製造業
 - 2426 農業用器具製造業（農業用機械を除く）
 - 2429 その他の金物類製造業
- 243 暖房・調理等装置，配管工事用附属品製造業
 - 2431 配管工事用附属品製造業（バルブ，コックを除く）
 - 2432 ガス機器・石油機器製造業
 - 2433 温風・温水暖房装置製造業
 - 2439 その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具，ガス機器，石油機器を除く）
- 244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）
 - 2441 鉄骨製造業
 - 2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
 - 2443 金属製サッシ・ドア製造業
 - 2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業
 - 2445 建築用金属製品製造業（サッシ，ドア，建築用金物を除く）
 - 2446 製缶板金業
- 245 金属素形材製品製造業
 - 2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業
 - 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）
 - 2453 粉末や金製品製造業
- 246 金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く）
 - 2461 金属製品塗装業
 - 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 2463 金属彫刻業
 - 2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 2465 金属熱処理業
 - 2469 その他の金属表面処理業
- 247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）

- 2471 くぎ製造業
- 2479 その他の金属線製品製造業
- 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 249 その他の金属製品製造業
- 2491 金庫製造業
- 2492 金属製スプリング製造業
- 2499 他に分類されない金属製品製造業

- 中分類 25 はん用機械器具製造業
 - 250 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (25 はん用機械器具製造業)
 - 2500 主として管理事務を行う本社等
 - 2509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
 - 251 ボイラ・原動機製造業
 - 2511 ボイラ製造業
 - 2512 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業 (船用を除く)
 - 2513 はん用内燃機関製造業
 - 2519 その他の原動機製造業
 - 252 ポンプ・圧縮機器製造業
 - 2521 ポンプ・同装置製造業
 - 2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
 - 2523 油圧・空圧機器製造業
 - 253 一般産業用機械・装置製造業
 - 2531 動力伝導装置製造業 (玉軸受, ころ軸受を除く)
 - 2532 エレベータ・エスカレータ製造業
 - 2533 物流運搬設備製造業
 - 2534 工業窯炉製造業
 - 2535 冷凍機・温湿調整装置製造業
 - 259 その他のはん用機械・同部分品製造業
 - 2591 消火器具・消火装置製造業
 - 2592 弁・同附属品製造業
 - 2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業
 - 2594 玉軸受・ころ軸受製造業
 - 2595 ピストンリング製造業
 - 2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業
 - 2599 各種機械・同部分品製造修理業 (注文製造・修理)

- 中分類 26 生産用機械器具製造業
 - 260 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (26 生産用機械器具製造業)
 - 2600 主として管理事務を行う本社等
 - 2609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
 - 261 農業用機械製造業 (農業用器具を除く)
 - 2611 農業用機械製造業 (農業用器具を除く)
 - 262 建設機械・鉱山機械製造業
 - 2621 建設機械・鉱山機械製造業
 - 263 繊維機械製造業
 - 2631 化学繊維機械・紡績機械製造業

- 2632 製織機械・編組機械製造業
- 2633 染色整理仕上機械製造業
- 2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
- 2635 縫製機械製造業
- 264 生活関連産業用機械製造業
 - 2641 食品機械・同装置製造業
 - 2642 木材加工機械製造業
 - 2643 パルプ装置・製紙機械製造業
 - 2644 印刷・製本・紙工機械製造業
 - 2645 包装・荷造機械製造業
- 265 基礎素材産業用機械製造業
 - 2651 鑄造装置製造業
 - 2652 化学機械・同装置製造業
 - 2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業
- 266 金属加工機械製造業
 - 2661 金属工作機械製造業
 - 2662 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）
 - 2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）
 - 2664 機械工具製造業（粉末や金業を除く）
- 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
 - 2671 半導体製造装置製造業
 - 2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 269 その他の生産用機械・同部分品製造業
 - 2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業
 - 2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業
 - 2693 真空装置・真空機器製造業
 - 2694 ロボット製造業
 - 2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業

中分類 27 業務用機械器具製造業

- 270 管理，補助的経済活動を行う事業所（27 業務用機械器具製造業）
 - 2700 主として管理事務を行う本社等
 - 2709 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
- 271 事務用機械器具製造業
 - 2711 複写機製造業
 - 2719 その他の事務用機械器具製造業
- 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業
 - 2721 サービス用機械器具製造業
 - 2722 娯楽用機械製造業
 - 2723 自動販売機製造業
 - 2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
- 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
 - 2731 体積計製造業
 - 2732 はかり製造業
 - 2733 圧力計・流量計・液面計等製造業
 - 2734 精密測定器製造業
 - 2735 分析機器製造業

- 2736 試験機製造業
- 2737 測量機械器具製造業
- 2738 理化学機械器具製造業
- 2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
- 274 医療用機械器具・医療用品製造業
 - 2741 医療用機械器具製造業
 - 2742 歯科用機械器具製造業
 - 2743 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）
 - 2744 歯科材料製造業
- 275 光学機械器具・レンズ製造業
 - 2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業
 - 2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業
 - 2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業
- 276 武器製造業
 - 2761 武器製造業
- 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 280 管理，補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）
 - 2800 主として管理事務を行う本社等
 - 2809 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 281 電子デバイス製造業
 - 2811 電子管製造業
 - 2812 光電変換素子製造業
 - 2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）
 - 2814 集積回路製造業
 - 2815 液晶パネル・フラットパネル製造業
 - 282 電子部品製造業
 - 2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
 - 2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
 - 2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業
 - 283 記録メディア製造業
 - 2831 半導体メモリメディア製造業
 - 2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業
 - 284 電子回路製造業
 - 2841 電子回路基板製造業
 - 2842 電子回路実装基板製造業
 - 285 ユニット部品製造業
 - 2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
 - 2859 その他のユニット部品製造業
 - 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 中分類 29 電気機械器具製造業
 - 290 管理，補助的経済活動を行う事業所（29 電気機械器具製造業）
 - 2900 主として管理事務を行う本社等
 - 2909 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

- 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
 - 2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
 - 2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）
 - 2913 電力開閉装置製造業
 - 2914 配電盤・電力制御装置製造業
 - 2915 配線器具・配線附属品製造業
- 292 産業用電気機械器具製造業
 - 2921 電気溶接機製造業
 - 2922 内燃機関電装品製造業
 - 2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）
- 293 民生用電気機械器具製造業
 - 2931 ちゅう房機器製造業
 - 2932 空調・住宅関連機器製造業
 - 2933 衣料衛生関連機器製造業
 - 2939 その他の民生用電気機械器具製造業
- 294 電球・電気照明器具製造業
 - 2941 電球製造業
 - 2942 電気照明器具製造業
- 295 電池製造業
 - 2951 蓄電池製造業
 - 2952 一次電池（乾電池，湿電池）製造業
- 296 電子応用装置製造業
 - 2961 X線装置製造業
 - 2962 医療用電子応用装置製造業
 - 2969 その他の電子応用装置製造業
- 297 電気計測器製造業
 - 2971 電気計測器製造業（別掲を除く）
 - 2972 工業計器製造業
 - 2973 医療用計測器製造業
- 299 その他の電気機械器具製造業
 - 2999 その他の電気機械器具製造業

- 中分類 30 情報通信機械器具製造業
 - 300 管理，補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）
 - 3000 主として管理事務を行う本社等
 - 3009 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 301 通信機械器具・同関連機械器具製造業
 - 3011 有線通信機械器具製造業
 - 3012 携帯電話機・PHS 電話機製造業
 - 3013 無線通信機械器具製造業
 - 3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
 - 3015 交通信号保安装置製造業
 - 3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
 - 302 映像・音響機械器具製造業
 - 3021 ビデオ機器製造業
 - 3022 デジタルカメラ製造業
 - 3023 電気音響機械器具製造業

- 303 電子計算機・同附属装置製造業
 - 3031 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）
 - 3032 パーソナルコンピュータ製造業
 - 3033 外部記憶装置製造業
 - 3034 印刷装置製造業
 - 3035 表示装置製造業
 - 3039 その他の附属装置製造業

- 中分類 31 輸送用機械器具製造業
 - 310 管理，補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）
 - 3100 主として管理事務を行う本社等
 - 3109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 311 自動車・同附属品製造業
 - 3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）
 - 3112 自動車車体・附随車製造業
 - 3113 自動車部分品・附属品製造業
 - 312 鉄道車両・同部分品製造業
 - 3121 鉄道車両製造業
 - 3122 鉄道車両用部分品製造業
 - 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業
 - 3131 船舶製造・修理業
 - 3132 船体ブロック製造業
 - 3133 舟艇製造・修理業
 - 3134 船用機関製造業
 - 314 航空機・同附属品製造業
 - 3141 航空機製造業
 - 3142 航空機用原動機製造業
 - 3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業
 - 315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
 - 3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
 - 3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
 - 319 その他の輸送用機械器具製造業
 - 3191 自転車・同部分品製造業
 - 3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業

- 中分類 32 その他の製造業
 - 320 管理，補助的経済活動を行う事業所（32 その他の製造業）
 - 3200 主として管理事務を行う本社等
 - 3209 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - 321 貴金属・宝石製品製造業
 - 3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業
 - 3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業
 - 3219 その他の貴金属製品製造業
 - 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）
 - 3221 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）
 - 3222 造花・装飾用羽毛製造業
 - 3223 ボタン製造業

- 3224 針・ピン・フック・スナップ・同関連品製造業
- 3229 その他の装身具・装飾品製造業
- 323 時計・同部分品製造業
 - 3231 時計・同部分品製造業
- 324 楽器製造業
 - 3241 ピアノ製造業
 - 3249 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
- 325 がん具・運動用具製造業
 - 3251 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）
 - 3252 人形製造業
 - 3253 運動用具製造業
- 326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
 - 3261 万年筆・ペン類・鉛筆製造業
 - 3262 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）
 - 3269 その他の事務用品製造業
- 327 漆器製造業
 - 3271 漆器製造業
- 328 畳等生活雑貨製品製造業
 - 3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業
 - 3282 畳製造業
 - 3283 うちわ・扇子・ちょうちん製造業
 - 3284 ほうき・ブラシ製造業
 - 3285 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）
 - 3289 その他の生活雑貨製品製造業
- 329 他に分類されない製造業
 - 3291 煙火製造業
 - 3292 看板・標識機製造業
 - 3293 パレット製造業
 - 3294 モデル・模型製造業
 - 3295 工業用模型製造業
 - 3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）
 - 3297 眼鏡製造業（枠を含む）
 - 3299 他に分類されないその他の製造業

「やまがた希望創造パワー」適用申請書

平成 年 月 日

(「やまがた希望創造パワー」適用審査関係)

山形県企業管理者 殿

(「やまがた希望創造パワー」電力需給契約関係)

東北電力株式会社 御中

所在地

商号または名称

代表者名

印

「やまがた希望創造パワー」による電力供給を希望しますので、「やまがた希望創造パワー」募集要項、東北電力株式会社の電気供給条件〔Ⅰ〕、以下申込の各契約種別に該当する電気供給条件〔Ⅱ〕または電気供給実施要綱、および以下「山形県と東北電力からのお知らせ」を承認のうえ、次のとおり申請します。また、審査後に適用が決定し、山形県からの「やまがた希望創造パワー」適用通知書を受領した場合は、本書を東北電力株式会社宛ての「やまがた希望創造パワー」の適用に係る電力需給契約変更申込書を兼ねるものとし、山形県より東北電力株式会社へ本書を送付することについて了承します。

1. 申請担当者情報

(1) 所属	
(2) 氏名	
(3) 住所	〒
(4) 電話	

2. 申請内容

(1) 申請内容	別紙「電力需給契約箇所および申請箇所一覧表」のとおり		
(2) 申請内訳	既存企業	2%判定対象契約数	件
		「やまがた希望創造パワー」 適用希望契約数	件
	新規立地・経営拡大企業		件

3. 関係書類（別紙）

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| (1) 電力需給契約箇所および申請箇所一覧表 | (5) 業種を証明できる資料 |
| (2) 電気料金請求内訳書（写） | (6) 財務諸表等 |
| (3) 年間電気使用実績・計画書 | (7) 申請書類に係る提出書類チェック表 |
| (4) やまがた希望創造パワーに電力需給申請に係る
申立書 | |

「山形県と東北電力からのお知らせ」

- 山形県と東北電力株式会社は申請書類に記載された情報について「やまがた希望創造パワー」の供給のために必要な範囲で利用いたします。
- 本書は、「やまがた希望創造パワー」の適用に係る電力需給契約の変更申込を兼ねるものとし、電力需給契約新規申込、または「やまがた希望創造パワー」の適用に係る電力需給契約の変更申込以外の既存の契約変更申込は兼ねておりません。
- 電力需給契約における供給条件等の説明については、供給条件等の変更点を記載した書面発行をもって代えさせていただきます。

様式 2 - 1

※記載は記入例を参照

電力需給契約箇所および申請箇所一覧表（既存企業申請用）

① 商号または名称 :

② 年間の売上高 : (円) 【みなし売上高を採用(はい・いいえ)】

NO	事業所名	住所 ^{※2}	種別 ^{※4}	契約電力 ^{※5}	電気料金(実績) ^{※6}	年間使用電力量 ^{※7}	事業所の業種 ^{※8}
	契約者名義	お客さま番号 ^{※3}		契約電力変更の有無		契約種別	
	(事業所名)	(住所) 干	1 申請用 2 判定用	(契約電力) kW	(電気料金) 円	(使用電力量) kWh	業種及び業種コード() 製造業(E-)
	(契約者名義)	(お客さま番号)		(現契約電力変更の有無) 1 有 ・ 2 無 ※有の場合記載		(契約種別)	
	(事業所名)	(住所) 干	1 申請用 2 判定用	(契約電力) kW	(電気料金) 円	(使用電力量) kWh	業種及び業種コード() 製造業(E-)
	(契約者名義)	(お客さま番号)		(現契約電力変更の有無) 1 有 ・ 2 無 ※有の場合記載		(契約種別)	
	(事業所名)	(住所) 干	1 申請用 2 判定用	(契約電力) kW	(電気料金) 円	(使用電力量) kWh	業種及び業種コード() 製造業(E-)
	(契約者名義)	(お客さま番号)		(現契約電力変更の有無) 1 有 ・ 2 無 ※有の場合記載		(契約種別)	
	(事業所名)	(住所) 干	1 申請用 2 判定用	(契約電力) kW	(電気料金) 円	(使用電力量) kWh	業種及び業種コード() 製造業(E-)
	(契約者名義)	(お客さま番号)		(現契約電力変更の有無) 1 有 ・ 2 無 ※有の場合記載		(契約種別)	
			合計	割合判定電気料金計 → ③	0 円	↓ 申請箇所の合計	
				「やまがた希望創造パワー」の適用申請箇所の使用電力量 → ④		kWh	

○ 売上高に占める電気料金割合の判定 = ③ ÷ ② ≥ 2% 【応募要件】

【やまがた希望創造パワー適用判定】 ③÷②= #DIV/0! % #DIV/0!

④は今回、「やまがた希望創造パワー」の適用を希望する需要場所における年間使用電力量(計画)の合計

※1 「はい」を選択の場合は、みなし売上高の算定に係る根拠資料を添付すること。

※2 「住所」は、市町村名から記入し、需給契約の住所又は東北電力(株)と締結予定の需給契約の住所と一致すること。

※3 「お客さま番号」は、東北電力(株)との需給契約における「お客さま番号」を記入すること。

※4 「やまがた希望創造パワー」の適用を希望する需要場所については「1申請用」を、適用対象外の需要場所、年間の電気料金の算定用として記載する需要場所については「2判定用」を選択すること。

※5 申請時点における電力需給契約の契約電力を記載すること。なお、契約電力の変更を予定している場合は変更後に予定する契約電力を記載すること。(判定用の場合、下段の現契約電力変更の有無の記載は不要)

※6 直近の決算期における電気料金の実績値を記入すること。

※7 至近1年間の使用電力量の実績を記入すること。ただし、電力需給開始後1年に満たない場合および今後、操業形態の変更等に伴う使用電力量の変更が見込まれる場合は、平成30年4月以降の1年間の使用計画を記入すること。(「判定用」を選択した需要場所については記載不要)

※8 「事業所の業種」は、事業所ごとに、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)における中分類を記入すること。

※9 「適用希望年月日」は、「やまがた希望創造パワー」の供給を希望する年月日を記入すること。

※記載は記入例を参照

電力需給契約箇所および申請箇所一覧表（新規立地・経営拡大企業申請用）

・商号または名称 :

NO	事業所名	住 所 ※1	種別	契約電力(計画)※3	適用希望年月 ※4	年間使用電力量(計画)※5	事業所の業種※6
	契約者名義	お客さま番号 ※2		契約種別(予定)	電力需給開始(予定)日		
	(事業所名)	(住所)〒	1 新規立地 2 経営拡大	(契約電力) kW	平成 年 月分から適用	(使用電力量)	業種及び業種コード() 製造業(E-)
	(契約者名義)	(お客さま番号)		(契約種別) 東北電力との契約	平成 年 月 日	kWh	
	(事業所名)	(住所)〒	1 新規立地 2 経営拡大	(契約電力) kW	平成 年 月分から適用	(使用電力量)	業種及び業種コード()
	(契約者名義)	(お客さま番号)		(契約種別) 東北電力との契約	平成 年 月 日	kWh	
	(事業所名)	(住所)〒	1 新規立地 2 経営拡大	(契約電力) kW	平成 年 月分から適用	(使用電力量)	業種及び業種コード()
	(契約者名義)	(お客さま番号)		(契約種別) 東北電力との契約	平成 年 月 日	kWh	
	(事業所名)	(住所)〒	1 新規立地 2 経営拡大	(契約電力) kW	平成 年 月分から適用	(使用電力量)	業種及び業種コード()
	(契約者名義)	(お客さま番号)		(契約種別) 東北電力との契約	平成 年 月 日	kWh	
				合計		0 kWh	

※1 「住所」は、市町村名から記入し、需給契約の住所又は東北電力（株）と締結予定の需給契約の住所と一致すること。
 ※2 「お客さま番号」は、東北電力（株）と既に電力契約を締結し、「お客さま番号」を既に把握している場合に記入すること。
 ※3 電力需給開始（予定）日以降の至近1年間における使用計画を記入すること。
 ※4 「適用希望年月日」は、「やまがた希望創造パワー」の供給を希望する年月日を記入すること。
 ※5 電力需給開始（予定）日以降の至近1年間における使用計画を記入すること。
 ※6 「事業所の業種」は、事業所ごとに、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における中分類を記入すること。

様式 3

年間電気使用実績・計画書

事業所名

契約種別

契約電力

	kW

電力使用実績 決算月 または平成30年度	直近決算期使用実績 ^{※1}			30年度以降 ^{※4}
	最大電力 ^{※2} kW	実績電力量 ^{※3} (kWh)	使用料金 ^{※3} (円)	計画電力量 ^{※5} (kWh)
1ヶ月目または4月				
2ヶ月目または5月				
3ヶ月目または6月				
4ヶ月目または7月				
5ヶ月目または8月				
6ヶ月目または9月				
7ヶ月目または10月				
8ヶ月目または11月				
9ヶ月目または12月				
10ヶ月目または1月				
11ヶ月目または2月				
12ヶ月目または3月				
計		0	0	0

※1 既存企業のみ、直近の決算期間の実績を記載。新規立地・経営拡大企業は記載不要。

※2 電気料金請求内訳書に記載の月最大電力を記載(「最大需要電力」)

※3 年間合計が様式2-1「年間使用電力量」「電気料金(実績)」と一致すること。

※4 既存企業は電気使用量の変更を見込む場合は変更予定を記載。変更を予定しない場合は実績値(左記の実績電力量と同じ値)を記載。新規立地・経営拡大企業については電力量の計画値を記載。

※5 既存企業の場合、年間合計が様式2-1「年間使用電力量」と一致すること。

新規立地・経営拡大企業の場合、年間合計が様式2-2「年間使用電力量(計画)」と一致すること。

山形県企業管理者 殿

申 請 者
住 所
商号または名称
代表者氏名 (記名押印または署名)

やまがた希望創造パワー電力需給申請に係る申立書

やまがた希望創造パワー電力需給申請にあたり、法人その他の団体またはその代表者が次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生または再生手続きをしている法人等
- 2 県税、法人税、消費税等を滞納している法人等
- 3 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人および営業所の代表者を含み、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、または暴力団員等がその事業活動を支配する者、または暴力団員等をその業務に従事させ、もしくはその業務の補助者として使用するおそれがある者
- 4 本申請において、虚偽または事実と反する申請を行うこと。

様式5
申請書類に係る提出書類チェック表

申請書類の名称	様式	提出要否 (○印は提出要)		提出の有無	該当しない理由	備考
		既存企業	新規立地・ 経営拡大企業			
ア 「やまがた希望創造パワー」 適用申請書	様式1	○	○	有・無		
イ 需給契約箇所および 申請箇所一覧表	様式2	○	○	有・無		◆既存企業は様式2-1に記載。売上高に占める電気料金割合の対象となる箇所を含め記載 ◆新規立地・経営拡大企業は様式2-2の記載
ウ 電気料金請求書(写)	任意様式	○	/	有・無		◆既存企業のみ提出 ◆様式2-1に記載の箇所全て提出
エ 年間電気使用実績・計画書	様式3	○	○	有・無		◆実績については直近の決算期間 ◆計画については、平成30年度の使用予定
オ やまがた希望創造パワー 電力需給申請に係る申立書	様式4	○	○	有・無		
カ 業種を証明できる資料	任意様式	○	○	有・無		◆定款、パンフレット、ホームページの写し等
キ 財務諸表等	任意様式	○	/	有・無		◆既存企業のみ提出 ◆売上高を確認できる直近の財務諸表又はこれに準ずる書類の写し。「みなし売上高」を採用する場合は、その根拠となる計算書及び資料
ク 提出書類チェック表	様式5	○	○	有・無		本様式
ケ その他必要と認める資料		※	※	有・無		※上記提出書類の記載内容を補完するもの、別途供給要件に応じて個別に指定したもの

記入例

電力需給契約箇所および申請箇所一覧表（既存企業申請用）

① 商号または名称 : ○○○株式会社 ※以下、水色の網掛け部分が記入箇所（記入不要の場合あり）

② 年間の売上高 : 12,100,000,000（円）【みなし売上高を採用（はい(いいえ)）】

NO	事業所名 契約者名義	住所※2 お客さま番号※3	種別※4	契約電力※5	電気料金(実績)※6	年間使用電力量※7	事業所の業種※8
				契約電力変更の有無		契約種別	適用希望年月※9
1	(事業所名) ●●●事業所	(住所)〒 990-8570 山形市松波二丁目8番1号	①申請用 2 判定用	(契約電力) 250 kW (現契約電力変更の有無) 1 有 ・ ②無	(電気料金) 「1.申請用」の場合、電気料金と年間使用電力量の両方を記載 29,000,000 円	(使用電力量) 1,100,000 kWh (契約種別) 東北電力との契約 業務用電力	業種及び業種コード() 食品製造業(E-09) 平成30年4月分から適用
	(契約者名義) ○○○株式会社	○○-○○-○○-○○-○○-○○-○○-○○					
2	(事業所名) △△△事業所	(住所)〒 990-8570 山形市松波二丁目8番100号	○	(契約電力) 450 kW (現契約電力変更の有無) ①有 ・ 2無	(電気料金) 39,420,000 円	(使用電力量) 1,971,000 kWh (契約種別) 東北電力との契約 業務用季節別時間帯別電力	業種及び業種コード() 食品製造業(E-09) 平成30年4月分から適用
	(契約者名義) ○○○株式会社	○○-○○-○○-○○-○○-○○-○○-○○					
3	(事業所名) ■ ■ ■ 事業所	(住所)〒 990-8570 山形市松波二丁目8番1000号	1 申請用 ② 判定用	(契約電力) 2,300 kW (現契約電力変更の有無) 1 有 ・ 2無	(電気料金) 「2.申請用」の場合、電気料金のみを記載(右の欄は記載) 72,532,800 円	(使用電力量) kWh (契約種別)	業種及び業種コード() 食品製造業(E-09) 平成 年 月分から適用
	(契約者名義) ○○○株式会社	○○-○○-○○-○○-○○-○○-○○-○○					
4	(事業所名) ○▲□事業所	(住所)〒 990-8570 山形市松波二丁目8番777号	1 申請用 ② 判定用	(契約電力) 3,500 kW (現契約電力変更の有無) 1 有 ・ 2無	(電気料金) 110,376,000 円	(使用電力量) kWh (契約種別)	業種及び業種コード() 食品製造業(E-09) 平成 年 月分から適用
	(契約者名義) ○○○株式会社	○○-○○-○○-○○-○○-○○-○○-○○					
合計				割合判定電気料金計 → ③	251,328,800 円	↓ 申請箇所の合計	
				「やまがた希望創造パワー」の適用申請箇所の使用電力量 → ④		3,071,000 kWh	

○ 売上高に占める電気料金割合の判定 = ③ ÷ ② ≥ 2% 【応募要件】

【やまがた希望創造パワー適用判定】 ③÷②= 2.077 % ⇒ 該当

④は今回、「やまがた希望創造パワー」の適用を希望する需要場所における年間使用電力量(計画)の合計

※1 「はい」を選択の場合は、みなし売上高の算定に係る根拠資料を添付すること。

※2 「住所」は、市町村名から記入し、需給契約の住所又は東北電力(株)と締結予定の需給契約の住所と一致すること。

※3 「お客さま番号」は、東北電力(株)との需給契約における「お客さま番号」を記入すること。

※4 「やまがた希望創造パワー」の適用を希望する需要場所については「1申請用」を、適用対象外の需要場所、年間の電気料金の算定用として記載する需要場所については「2判定用」を選択すること。

※5 申請時点における電力需給契約の契約電力を記載すること。なお、契約電力の変更を予定している場合は変更後に予定する契約電力を記載すること。(「判定用」の場合、現契約電力変更の有無の記載は不要)

※6 直近の決算期における電気料金の実績値を記入すること。

※7 至近1年間の使用電力量の実績を記入すること。ただし、電力需給開始後1年に満たない場合および今後、操業形態の変更等に伴う使用電力量の変更が見込まれる場合は、平成30年4月以降の1年間の使用計画を記入すること。(「判定用」を選択した需要場所については記載不要)

※8 「事業所の業種」は、事業所ごとに、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)における中分類を記入すること。

※9 「適用希望年月日」は、「やまがた希望創造パワー」の供給を希望する年月日を記入すること。

記入例

電力需給契約箇所および申請箇所一覧表（新規立地・経営拡大企業申請用）

・商号または名称 : ■△●株式会社 ※水色の網掛部が記入箇所（記入不要の場合あり）

NO	事業所名	住所 ※1	種別	契約電力(計画) ※3	適用希望年月 ※4	年間使用電力量(計画) ※5	事業所の業種 ※6			
	契約者名義	お客さま番号 ※2		契約種別(予定)	電力需給開始(予定)日					
1	(事業所名)	(住所) 〒 990-8570	①新規立地 2 経営拡大	(契約電力)	平成30年8月分から適用	(使用電力量)	業種及び業種コード()			
	***事業所	山形市松波二丁目8番555号		250 kW						
	(契約者名義)	(お客さま番号)		(契約種別)				平成30年7月25日	1,204,500 kWh	食品製造業(E-09)
	■△●株式会社	〇〇-〇〇〇-〇〇-〇〇-〇〇〇-〇〇-〇-〇		東北電力との契約 高圧電力S						
(事業所名)	(住所) 〒	1 新規立地	(契約電力)	平成 年 月分から適用	(使用電力量)	業種及び業種コード()				
(契約者名義)	(お客さま番号)	2 経営拡大	(契約種別)	平成 年 月 日	kWh					
(事業所名)	(住所) 〒	1 新規立地	(契約電力)	平成 年 月分から適用	(使用電力量)	業種及び業種コード()				
(契約者名義)	(お客さま番号)	2 経営拡大	(契約種別)	平成 年 月 日	kWh					
(事業所名)	(住所) 〒	1 新規立地	(契約電力)	平成 年 月分から適用	(使用電力量)	業種及び業種コード()				
(契約者名義)	(お客さま番号)	2 経営拡大	(契約種別)	平成 年 月 日	kWh					
				合計		1,204,500 kWh				

※1 「住所」は、市町村名から記入し、需給契約の住所又は東北電力(株)と締結予定の需給契約の住所と一致すること。
 ※2 「お客さま番号」は、東北電力(株)と既に電力契約を締結し、「お客さま番号」を既に把握している場合に記入すること。
 ※3 電力需給開始(予定)日以降の至近1年間における使用計画を記入すること。
 ※4 「適用希望年月日」は、「やまがた希望創造パワー」の供給を希望する年月日を記入すること。
 ※5 電力需給開始(予定)日以降の至近1年間における使用計画を記入すること。
 ※6 「事業所の業種」は、事業所ごとに、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)における中分類を記入すること。